○総務省告示第百四十七号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の二の七第一項第五号の規定による認定を受けた確認措置に係る電気通信役務について、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者から同条第三項の規定に基づき次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十六日

総務大臣　村上誠一郎

認定を受けた電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称	変更後の電気通信事業者の氏名又は名称	変更年月日
株式会社ヤマダ電機	株式会社ヤマダホールディングス	令和２年10月１日

○総務省告示第百四十八号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の二の七第四項の規定に基づき、同条第一項第五号の認定を取り消したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十六日

総務大臣　村上誠一郎

認定を取り消した電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称	認定を取り消した電気通信役務の名称	認定を取り消した電気通信役務の内容	認定を取り消した日
株式会社ノジマ	nojima EM LTE nojima mobile YM	別記のとおり	令和７年３月28日
株式会社ヤマダホールディングス	YAMADA air mobile	別記のとおり	令和７年３月28日
株式会社ラネット	BIC 4G LTE SERVICE	別記のとおり	令和７年３月28日

別記　仮想移動電気通信サービスである無線インターネット専用サービスの役務であって、その提供に関する契約に、その変更又は解除をすることができる期間の制限及びそれに反した場合の違約金（その額がその利用の程度にかかわらず支払を要する１月当たりの料金（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の額を超えるものに限る。）の定めがあるもの

○農林水産省告示第六百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丁字八重尾谷七二五の一四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字黒渕字初木野五一一九、五一二三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字初木野五一一九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び湯前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡湯前町字後山五二二七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字後山五二二七の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡御船町大字木越字大平一五〇九の三、一五〇九の六、字姫椿一五一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平一五〇九の三・一五〇九の六・字姫椿一五一〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡湯前町字長谷場宝蛇寺五七〇一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長谷場宝蛇寺五七〇一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。